

連結における自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成 28年度	経過措置 による 不算入額	平成 29年度	経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	8,078		8,185	
うち、出資金および資本剰余金の額	699		701	
うち、利益剰余金の額	7,392		7,497	
うち、外部流出予定額(△)	13		14	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	564		538	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	564		538	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22		17	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,665		8,741	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	9	16	4
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	9	16	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	4	2	12	3
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	70	47	123	30
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	139	93	61	15
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	229		214	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	8,436		8,526	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	78,860		83,213	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,037		△ 893	
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	9		4	
うち、繰延税金資産	2		3	
うち、前払年金費用	47		30	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,262		△ 954	
うち、上記以外に該当するものの額	164		22	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,113		4,784	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	83,974		87,997	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.04%		9.68%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

はじめに

地域を応援する取り組み

取り組み

コンプライアンス等への

各種サービスのご案内

ガバナンスの充実状況

資料編

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	78,860	3,154	83,213	3,328
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	79,890	3,195	84,104	3,364
(i) ソブリン向け	1,456	58	1,459	58
(ii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	17,276	691	17,387	695
(iii) 法人等向け	21,357	854	24,201	968
(iv) 中小企業等・個人向け	19,135	765	20,442	817
(v) 抵当権付住宅ローン	4,606	184	4,339	173
(vi) 不動産取得等事業向け	4,449	177	4,709	188
(vii) 3か月以上延滞等	351	14	108	4
(viii) 出資等	1,975	79	2,248	89
うち出資等のエクスポージャー	1,975	79	2,248	89
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,103	84	1,841	73
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	807	32	807	32
(xi) その他	6,369	254	6,558	262
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	224	8	60	2
④他金融機関の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,262	△ 50	△ 954	△ 38
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	7	0	2	0
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	5,113	204	4,784	191
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	83,974	3,358	87,997	3,519

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・エクスポージャー								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	信用リスク・エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		その他		平成28年度	平成29年度
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
国内	219,405	219,992	81,128	81,590	46,889	47,820	91,386	90,581	290	564
国外	4,740	5,835	—	—	4,740	5,835	—	—	—	—
地域別合計	224,146	225,828	81,128	81,590	51,630	53,656	91,386	90,581	290	564

製造業	17,033	19,864	9,471	9,367	7,221	10,024	340	472	37	33
農業、林業	530	402	530	402	—	—	—	—	59	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	6	6	6	6	—	—	—	—	6	6
建設業	6,537	7,196	6,537	6,777	—	400	—	18	90	91
電気・ガス・熱供給・水道業	2,615	2,662	106	133	2,508	2,508	—	19	—	—
情報通信業	1,025	776	291	241	700	500	34	34	—	—
運輸業、郵便業	11,641	12,055	2,013	2,235	9,605	9,797	22	22	—	—
卸売業、小売業	6,849	6,684	4,909	5,044	1,903	1,602	36	36	24	21
金融・保険業	95,655	95,720	470	454	11,646	12,128	83,538	83,136	—	—
不動産業	7,960	7,977	4,737	4,957	3,222	3,019	—	—	—	11
各種サービス	10,005	10,574	9,805	10,373	200	200	—	—	70	59
国・地方公共団体等	23,653	21,789	9,030	8,416	14,622	13,373	—	—	—	—
個人	32,807	32,672	32,807	32,672	—	—	—	—	—	106
その他	7,824	7,446	411	506	—	100	7,413	6,840	—	234
業種別合計	224,146	225,828	81,128	81,590	51,630	53,656	91,386	90,581	290	564

1年以下	48,743	74,473	13,093	13,628	2,629	4,324	33,020	56,521		
1年超3年以下	45,123	35,471	6,474	5,626	9,249	10,545	29,400	19,300		
3年超5年以下	19,363	17,256	9,213	8,214	9,649	9,042	500	—		
5年超7年以下	17,921	19,970	7,740	9,148	10,181	10,321	—	500		
7年超10年以下	22,039	21,183	11,048	10,303	10,490	10,879	500	—		
10年超	47,051	47,356	32,622	33,813	9,429	8,543	5,000	5,000		
期間の定めのないもの	23,902	10,115	935	855	—	—	22,966	9,260		
残存期間別合計	224,146	225,828	81,128	81,590	51,630	53,656	91,386	90,581		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握

- することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 上記のエクスポージャー区分の「その他」は、株式、出資金、投資信託、預け金、現金、有形・無形固定資産および繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高				信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額			
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	27,368	—	24,215	—	31,367	—	28,040
10%	—	19,717	—	19,197	—	15,583	—	15,315
20%	11,989	82,291	12,226	81,715	11,989	82,291	12,226	81,715
35%	—	12,645	—	12,004	—	12,639	—	12,000
50%	11,330	232	14,635	456	11,330	39	14,635	33
75%	—	27,160	—	28,742	—	25,512	—	27,234
100%	2,108	28,411	2,509	29,411	2,108	26,924	2,509	28,275
150%	100	79	100	38	100	78	100	30
250%	—	300	—	400	—	300	—	400
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	410	—	175	—	410	—	175
合計	25,529	198,617	29,471	196,356	25,529	195,147	29,471	193,221

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. 当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は46ページをご覧ください。
 3. 信用リスク・エクスポージャー期末残高は、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 4. 信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額は、信用リスク・エクスポージャー期末残高から49ページの個別貸倒引当金の期末残高と51ページの信用リスク削減手法に関する事項の適格金融資産担保の額を差引いた額です。
 5. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。それらの平均リスク・ウェイトは平成28年度は約3%、平成29年度は約8%であります。
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	時 価 額	貸借対照表計上額	時 価 額
上場株式等	2,051	2,051	2,278	2,278
非上場株式等	1,326	1,326	1,335	1,335
合計	3,377	3,377	3,614	3,614

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価やリスク限度種の遵守状況等を市場リスク管理の一部として定期的にリスク管理委員会へ報告しております。一方、非上場株式、子会社・関連会社株式または出資金等に関しては、個別に財務諸表等を基にした評価を実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
売却益	2	57
売却損	0	0
償 却	—	—

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第70条第3号ハに規定する「自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項」のうち、以下の開示項目は単体と連結の開示内容が同様のため省略しておりません（開示内容21～22ページ、46～51ページをご覧ください）。

- ・ 第3条第3項に定める「定性的な開示事項」
- ・ 第3条第4項第3号ニに定める「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額」
- ・ 第3条第4項第3号ホに定める「業種別または取引相手別の貸出金償却の額」
- ・ 第3条第4項第4号に定める「信用リスク削減手法に関する事項」
- ・ 第3条第4項第9号に定める「金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額」

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
評価損益	361	480

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
評価損益	—	—

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。